

第10回サービス統計・企業統計部会 議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第10回サービス統計・企業統計部会

議事次第

日 時：平成21年8月7日(金) 14:00～15:30

場 所：総務省第2庁舎6階 特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

3. 閉 会

○美添部会長 定刻になりましたので、ただいまから第10回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。本日の議題は、前回に引き続き「港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」であります。本日の部会は、16時までを予定しておりますが、本議題に関する最後の部会となりますので、これまでの部会の審議を踏まえて、答申案について審議を行い、取りまとめたいと考えております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。なお、本日は山内専門委員が所用のため、御欠席と伺っています。

議事に入ります。初めに、本日の配布資料と合わせて、7月21日に開催された前回部会の結果概要につきまして、事務局の犬伏統計審査官から、説明をお願いします。

○犬伏統計審査官 それでは、まず配布資料の御確認をいただければと思います。

議事次第4、配布資料という項がございますので、そこを見ながら御確認いただきたいと思います。

資料といたしましては、資料1及び資料2、参考資料といたしまして、参考1及び2、席上配布資料といたしまして、前回配布いたしました審査メモが1つ、それから、もう1つが席上配布資料2ということで、「港湾調査の変更等の審議に際して出された意見について」をお配りしております。

また、委員、臨時委員及び専門委員に限りましては、港湾統計（年報）、それから前回までの資料をドッチファイルに綴じてお配りしておりますので、御確認いただければと思います。

それでは引き続きまして、前回部会の結果概要について、御説明させていただきたいと思っております。

参考1をご覧ください。前回部会は7月21日に行われました。その際に、5(1)の「行政記録情報の活用について」というところでございますが、前回冒頭、第1回目の部会で宿題になっていました行政記録情報の活用について、国交省の方から説明があり、それに基づいて議論が行われたところでございます。

その中で出された意見といたしましては、最初の○にございますように、「輸出入貨物の税関への申告情報を港湾調査に活用するに当たっては、どのような理由や方法によって船舶運航事業者等の同意を得ているのか。また、行政記録情報の活用にあたって法的な仕組みは整備されていないのか」という御質問がございました。

これに対して調査実施者から、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第18条」、この第18条というのは、いわゆるNACCセンターといわれております輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社でございますが、その職員と役員等につきましては、秘密保持義務がかかってございます。その関係で各都道府県において、国土交通省が定めた様式（同意書）によって事業者ごとに同意をとるという手続きを踏んでいるとの説明がございました。

その後、私ども事務局の方から、統計法上の説明を申し上げました。統計法第29条において、「行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を

求めることができる」。また、第 31 条において、「総務大臣は必要な資料の提供その他の協力を求めることができる」とされております。

なお、本年 3 月に閣議決定されました、いわゆる基本計画においても、今後、行政記録情報を積極的に活用することが盛り込まれたところであるとの説明をしたところです。

その後、最後の○でございますけれども、海上貨物の輸出入許可件数のうち、約 95 パーセントが Sea-NACCS により処理されているが、当該申告情報を港湾調査に活用することに同意している船舶運航事業者等は何社ぐらいとなっているのか、次回部会までに回答をいただきたいという御質問があったところです。

次に、2 ページでございますが、国際比較可能性の関係でございます。これは、7 月 13 日の統計委員会において委員から出された意見で、港湾調査について国際比較可能性の観点からも、議論すべきではないかということ踏まえての審議だったわけでございます。

最初の○でございますように、国際比較が可能なデータの整備に対するニーズは高く、港湾施設、岸壁、寄港航路等については、ある程度把握することが可能であるが、諸外国における港湾コスト等の把握が非常に難しいのが実態ではないかという御説明がありました。

次に、港湾調査において把握すべき事項とは思わないが、我が国における港湾コストはどのようにして把握することが可能なのかという質問に対して、調査実施者からは、我が国における港湾のコストについては、各港湾管理者が個別に把握しているところであるが、諸外国の港湾については、ポートセールスの一環として船舶運航事業者等に情報提供されている当該港湾のパフレット等から把握しているとの説明がございました。

それから、実際の港湾管理者からは、横浜港の場合については、公共バース等について港湾施設使用料、それから荷役にかかるコスト等については、把握しているけれども、民間事業者が管理する専用バースについては、必ずしもすべて把握できている状況ではないとの説明がございました。

その後、(2)でございますが、前回部会に引き続きまして、事務局で作成しました審査メモに基づきまして、1 点目が、統計技術的な合理性等の観点から、2 点目が重複範囲の合理性の観点から、3 点目が公的統計の整備に関する基本的な計画との整合性の見地から審議が行われまして、結論から申し上げます、総務省における事前審査のとおりとすることで、部会としては了承されたところでございます。

その後(3)でございますが、私ども事務局から答申の骨子案につきまして、御説明申し上げ、審議を行ったところでございます。

結論から申し上げますと、今回の港湾調査の指定の変更、それから港湾調査の調査内容の変更については、基本的には諮問のとおり承認することで、部会としては了承いただいたと思います。

ただ、以下の 3 点については、事務局で再整理を行うとされたところでございます。

まず、最初の○でございますが、今回の変更によって削除する事項、これは陸上出入貨

物調査及び上屋・倉庫・貯留場調査の廃止の関係でございますが、その書き振りにつきまして、基幹統計調査としてとらえる必要性が乏しくなったということが背景にあるけれども、統計の継続性の観点から、他に代替性のある一般統計調査等が存在するということが答申の中に明記すべきではないかという意見がございました。

それから、今後の課題ということで2点ほど、再整理が求められました。

1つは、2つ目の○でございますけれども、二次的利用について、港湾調査の結果として公表されている統計以外に、今後の二次的利用のニーズに適切に対応するための検討を行うことが必要ではないかとの御指摘がございました。

それから、もう1つが、港湾調査の結果の公表について、特に月報につきまして、相当遅れが生じているということについて、これの是正を図るよう指摘することが必要ではないか、また、主要港湾の集計結果を速報として公表することについて、検討することが必要なのでないかとの御指摘がございました。

以上の2点については、事務局の方で答申の中で書くのかどうかを含めて再整理をするように御指示があったところでございます。

前回の部会の概要としては、以上でございます。

○美添部会長 ありがとうございます。

ただいま報告いただいた前回の結果概要はいかがででしょうか。御質問、確認等ありますでしょうか。

○横浜市 横浜市です。内容そのものに大きく関わるものではないのですが、1点、2ページの「国際比較可能性について」の2つ目の○の横浜港の場合というところの記述において、公共バスや埠頭公社が管理するバスのうち、埠頭公社が管理するバスは、民間事業者が管理するバスと同様に、すべて把握ができていない状況ではない方に入りますので、その点は修正をお願いできればと思います。

○美添部会長 ありがとうございます。では、修正をお願いします。

前回部会の説明は以上で、審議に入らせていただきます。

答申案の審議に入る前に、前回部会において、行政記録情報の活用に関連して、港湾調査に税関申告情報を活用することに同意している船舶運航事業者数がどのくらいになっているのかについて、質問が出されました。この点について、調査実施者から回答をお願いします。

国土交通省総合政策局の伴交通統計室長に、説明をお願いします。

○調査実施者 それでは資料1で御説明したいと思います。

問いの確認でございますが、「海上貨物の輸出入許可件数のうち、約95パーセントが海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）により、処理されているが、当該申告情報を港湾調査に活用することに同意している船舶運航事業者等は何社ぐらいとなっているのか。また、現在、港湾調査へのSea-NACCSデータの活用に取り組んでいる港湾において、全輸出入貨物のうち、当該データを活用している割合はどのくらいか」という

御質問だと思います。

答えの1つ目でございますが、「Sea-NACCSのデータ活用に当たっては、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律との関係から事前に船舶運航事業者から同意書を徴する仕組みとなっており、現在、88社から同意を得ているところ。なお、Sea-NACCSに参加している事業者は、平成20年10月31日現在110社ということで、船会社110社のうち、88社から同意をいただいているということでございます。

先ほど審査官からも説明していただきましたけれども、秘密の保持義務ということで、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の第18条を抜粋してございます。

それから残りの110社のうちの22社でございますけれども、すべて確認をしたわけではないのですが、現在、東京から北九州まで、大手のコンテナを取り扱っている港湾については、ほとんどとれているわけですが、それ以外のところについては、日本海側の港湾が多くございます。これはロシアの船舶や、その他ほとんどが中国、韓国をハブ港として日本に出入りしている小さな船会社でございます。特段これらの船会社から、Sea-NACCSにデータを出しているから、是非それを使って負担軽減をさせてほしいという要望等は出ていないというのが現状でございます。

2番目でございますが、港湾調査へのSea-NACCSデータの活用に取り組んでいる港湾は、現在8港（東京港、横浜港、川崎港、名古屋港、大阪港、神戸港、下関港及び北九州港）でございますが、これらの港湾のうち、東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港における全輸出入貨物データレコード件数のうち、約73%をSea-NACCSデータから活用しているということでございます。取り組んでいるのは8港でございますけれども、実際に今データを港湾調査上、活かしているといいますか、データを用いて統計を作成しているのは5港でございます。その5港のうち73%が、Sea-NACCSですべてデータをとっているということでございます。

残りの3港ですが、これは平成15年のSea-NACCSデータを提供してもらった時から一緒に進めているわけですが、現在まだ自分の港のシステムと費用対効果の関係もあってなかなか調整がとれないということで、今後活用する方向で順次作業を進めているということでございます。

ちなみに、2頁目に書いてございますけれども、輸出入コンテナの貨物取扱量でございますが、これは5港の平成19年のTEU換算の個数でございます。これが全体の79%、約8割を占めているということでございます。

ちなみに、日本の港湾でコンテナを取り扱っている港湾というのは、あと54港でございます。54港全体の港湾コンテナの取扱量が年間で約200万個ですから、表を見ていただくとお分かりのように、残り54港全体でも大阪港、神戸港と同じくらいの量ということでございまして、ほとんどこの5港をとらえれば、傾向はとらえられるということでございます。

以上です。

○美添部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御意見、御質問等ありますか。

私から確認させていただきたいのですが、全体で95%という高い利用率であることから、主要5港ないし8港ですと、もっと利用率が高いと考えていました。そうでもないのは、やや意外な結果ですが、これはどう解釈したらいいのでしょうか。

○調査実施者 これは件数のうち95%ということですが、実際は輸入については、かなり高い利用率です。通関システムの方が、データを入れる際に、輸入の場合は、コンテナに入っている貨物は必ず分かるのですが、輸出の場合は、Sea-NACCSの方にいろいろお願いをしていますけれども、コンテナ詰めする前の段階で通関してしまうということが非常に多くあります。コンテナの個数等が、まだはっきりととらえられないというところがありまして、輸出については、まだ完全に使い切れていないという状況でございます。

それで、全体でこれだけの数、約73%ということでございます。

○美添部会長 そうしますと、主要な5～8港では、これ以上使うための工夫としては、システムを開発して対応するということになるのでしょうか。これは今、審議に参加していらっしゃる港湾管理者の皆さんに御意見を伺いたいのですが、負担は更に改善、軽減する余地があるとお考えでしょうか。

○横浜市 横浜港は、今、伴室長の方からお話がありましたように、輸出データにおきまして、その利用がまだ不十分という状況でございます。

横浜港におきましては、輸出のNACCSのデータの項目の中に、空コンテナのデータや、コンテナのトン数をフレートトンと申しますが、容積をトン換算した結果、重い方の値を統計のデータとして扱うということについて、横浜が従来とってきたそうしたデータが、一部NACCSの輸出の情報の中からは、とり切れていない部分がございますので、そのとれない部分については、その分の利用ができていない状況でございますので、その辺については、今後、国土交通省の協力をいただきながら、改善策を模索してまいりたい。今そのように考えている状況でございます。

○美添部会長 技術的な話になりましたが、重い方の値は、Sea-NACCSのデータをどのように使っても、入手できないものなのでしょうか。

○横浜市 通常コンテナという話になりますと、その重さ、重量というもので、全コンテナ貨物の総トン数として何トンになるかという計算をしていくわけですが、その際に、本当の重さとして見たトン数と、一方、がたいは大きいけれど、重さはそんなくないという貨物もあるので、そういう軽いものが多い場合には、取扱量として過小に見えてしまうところから、容積についてトン数換算をする。大体1.133立方メートルで1トンという形で換算したトン数で、同じコンテナで重さが重いか、換算したトン数が重いか、その重い方をすべて加算していくという方式を、横浜は従来から採っております。

Sea-NACCSの輸出のデータには重量トンは、とれるのですが、換算トンの方はとれないということがございまして、そここのところの説明を先ほど申し上げたわけござい

ます。

○美添部会長 今のお話を伺っていると、港湾管理者ごとに違う判断をしている可能性もあるのでしょうか。

○調査実施者 港湾調査は、明治時代からある統計でございます。当時から、商慣習で数字をとることがありまして、当時は国内が多かったわけですが、例えば材木ですと40才を1トンとするなど、そういう換算をしておりました。

それは基本的に船舶の運賃体系が、重さが重ければ船舶が沈んでしまいますし、容積が大きくても船に積み切れないということで、容積と重さのいずれか大きい方をもって換算するというのに、昔からなっていました。これは各国共通でございます。

今、横浜市が言った1.133立方メートルというのは、ヨーロッパの40立方フィートを換算した数字です。ヨーロッパでは40立方フィートを1トンとしているものですから、日本は、1.133立方メートルを1トンと換算して、世界各国の海運会社の関係では、その辺を基本的に使っております。

ただ、コンテナの場合は、もうTEU換算ということで、個数で換算してしまいます。コンテナの個数とは別に、港湾統計の場合は、輸送量としてトン数もとっていますので、その辺が、今横浜市が苦慮している容積と重さの関係をどうするかということだと思えます。

○美添部会長 ありがとうございます。

ほかの例はいかがでしょうか。東京都及び千葉県、お願いします。

○東京都 先ほど室長からお話がありましたけれども、空コンテナの情報ですとか、あるいはNACCSを通過しないで、紙ベースで申告する事業者もいらっしゃいます。ですから方向として、NACCSといったものを活用していくということは、そういう意味では、事業者の負担の軽減ですとか、統計情報を速やかに収集するという意味ではすごく有効なことである。これを進めていくという基本的な方向であろうと思えます。

ただし、今ですと、NACCSに空コンテナの積出先の港等の情報は、多くが入っておりません。入っていたとしても任意なので、そこは事業者次第ということになります。しかし、港湾統計上は重要な項目ですので、運用の段階で任意の情報でも、できるだけ記入を促すような、そんな取組みというのを是非、国交省にお願いしたいと思っております。

また、併せてNACCSを通過しないで、紙ベースで申告する事業者もいらっしゃいますけれども、そういったものも広く統計情報ととらえますと、やはり迅速あるいは事業者の負担の軽減ということからすると、今回はNACCSの話ですけれども、そういった行政機関の保有する情報は、できるだけ港湾統計に活用する方向で、更に検討を進めていくことが大切かなと思っております。

○美添部会長 ありがとうございます。

千葉港はいかがでしょうか。

○千葉県 千葉港の場合は、ここにも書かれておりますように、まだSea-NACCSデ

一タの活用に取り組んでいないということで、今のところ紙ベースです。取扱量も、東京や横浜に比べると、相当数が少ないということで、紙ベースで今のところやっております。

○美添部会長 当面、計画はないのですか。

○千葉県 はい。

○美添部会長 その場合、千葉港としては、業務上の対応はできているという理解でよろしいですか。

○千葉県 はい。

○美添部会長 分かりました。

ほかに意見等ございますか。

お話を伺っていますと、まだ技術的な改善をしないと、十分に活用ができない部分もあるように思われます。そのような理解でよろしいでしょうか。

○調査実施者 国土交通省と財務省の方では、平成15年に利用する以前から、平成12年ぐらいから検討を進めていました。当時、港湾管理者では入出港届があつて、それから税関ではこのSea-NACCSシステムを立ち上げるということがありまして、そのときに報告者の負担を軽減するために、どういう項目を追加したら両方で使えるかをいろいろ検討したのですが、その中で、今、品目コードは、税関のシステムの中では必須項目にはなっておりません。つまり、書けるものはHSコードで書いてくださいということになっているのですが、この辺は船会社をお願いをしてHSコードの普及が大分図られてきました。

これまでに話のありました空コンテナの問題も、確かに税関の業務としては空のコンテナを通関するわけではないので、一切要らない情報ですが、国土交通省としては空コンテナも貨物なので、是非とりたいということで、いろいろ折衝は行っているところですが、やはり税関システム自体が、通関するためのシステムなので、先ほど言ったようにコンテナに詰めるのか詰めないのかというのは、あくまで二次情報となってしまいます。

特に、輸出の場合は入ってくるのではなく、これから出ていくものを通関しますので、この場合、新しい事業として今、船会社がやっているのは、例えば陸でいう宅配便のように、どこへ何時までに運びますよという契約で貨物を集めてきて、通関してから集まった貨物をどんどんコンテナに詰めるということになると、通関のときにはどのコンテナにどのくらいのものが入るかというのが分からないといった新しい事業も出てきています。

その場合、どの段階でコンテナの個数がきちんと把握できるかということを検討しなければいけないのですけれど、税関のシステムにそれを入れるというのは、なかなか難しい現状もあるので、あとは船会社とどういう形で協力していただけるか、今のままのお約束で、コンテナに詰めるか詰めないか、コンテナの番号入力について、可能な限り入力してもらおうというような方向で、協力を求めていくしかないのかなと思っております。

○美添部会長 ありがとうございます。

ただいまの件は、報告義務者からしますと、統計情報を提供することも、行政記録情報を提供することも同じような負担ということですから、今回と同じように行政記録情報を

できるだけ統計に活用して負担を軽減するとともに、結果的に正確な情報を集めることが趣旨と理解していただきたいと思います。

このような例は、従来もいくつかありまして、例えば、旧建設省ですが、建築着工統計の関係で、申請書類の様式を若干変更することによって、行政記録情報を統計に利用できるような仕組みを作った事例もあります。

これは同じ国交省の中だったので容易だったかもしれませんが、今回も同じような工夫がなされているということで評価したいと思います。

一方で、更なる負担軽減、更には効果的な情報収集の道は、まだ残されているように思われますので、今後ともこの道を探っていただければ、報告義務者にとっても効果的な方法になるのではないかと思います。

何か委員の皆様から御発言ございますか。

○山口専門委員 確認ですけれど、Sea-NACCSのデータを利用するという事は、貿易統計のデータをどうやって港湾統計のデータベースにうまくコンバートするかという話なのですが、一つ品目分類については、既に多分対応テーブルみたいなものがあるのでないかと思います。

確認したいのは、先ほど出た、いわゆる申告時の貨物のグロストンベースの重量をフレートトンに換算するような対応テーブルというのは、例えば、国の方で対応テーブルを作ろうとか、あるいは現在それを計画しているということはないのでしょうか。

○調査実施者 なかなかグロストンをフレートトンに換算するというのは、最近ですとコンテナが増えてきていますので、要するにばら積み貨物であれば、ある程度換算できるのですけれども、梱包の仕方によって、トン数が変わってしまう場合があります。

一概に品目によって換算するということができれば、逆に言うと税関統計を使えばすぐトン数が出てしまうということになりますので、その辺は港湾管理者、あるいは港湾管理を運営していく上では、やはりきちんとした容積なり重さをとっていくことが必要なので、簡単に換算するというのは難しいと思います。

経済全般の動向を見るためには、換算値でいいのかもしれないのですが、港湾の施設を造ったりしていく上では、やはりきちんとしたものをそれぞれでとっていく必要があると思います。

○美添部会長 品目名の対応表はあるのでしょうか。

○調査実施者 HSコードを、港湾統計の81品目に換算するものは、横浜市等が中心となって結構力を入れてやっていただいて、それを全国に普及しているところで、港湾管理者ごとに国交省に提出するのは81品目ですけれども、港によっては専門分野がありまして、例えば材木を扱っているところは、材木をもっと細かく、木の種類別にとったりしますので、実際は多いところでは名古屋が180品目程度にしているようです。

そのような状況はありますけれども、HSコードをそれぞれ換算して、最終的には81品目にするための対応表は作成されております。

○美添部会長 ありがとうございます。

詳細に御議論いただきましたので、概要については御理解いただけたと思います。

以上を踏まえて、答申案の審議に入ります。

部会の冒頭でも御説明いたしましたが、本日の部会で答申を取りまとめる必要がございますので、時間配分等、御協力の程よろしくお願いいたします。

まず、事務局から答申案の朗読及び説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。答申案を朗読させていただきます。

「諮問第19号の答申

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について

本委員会は、港湾調査（基幹統計）の指定の変更及び港湾調査（基幹統計調査）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

I 港湾調査の名称に係る指定の変更

1 変更の適否

指定を変更して差し支えない。

2 理由

基幹統計の名称を『港湾調査』から『港湾統計』に変更することについては、統計法の趣旨に沿ったものであり、また、港湾調査の結果が既に『港湾統計（年報）』等と称して公表されている実態を踏まえたものであることから、適当である。

II 港湾調査の内容の変更

1 承認の適否

統計法第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

2 理由

（1）調査対象港湾

調査対象港湾については、月次調査の対象である甲種港湾を172港から160港に、年次調査の対象である乙種港湾を642港から557港にそれぞれ変更する計画である。

これについては、港湾法における港湾種別、貨物取扱実績等に基づく『港湾調査対象港湾選定基準』に沿って、近年の貨物取扱実績、港湾の新設、統廃合等を踏まえ、平成11年以来の抜本的な見直しを行うものであり、現在の港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するものであることから、適当である。

（2）報告を求める事項

主要港湾における港湾と陸上後背地との間の貨物の流動実態を把握する陸上出入貨物調査、隣港地区等における貨物の保管等の実態を把握する上屋・倉庫・貯留場調査等については、港湾を取り巻く状況の変化等を踏まえ、報告を求める事項から削除する計画である。

これについては、近年、①港湾整備について、港湾の陸上勢力圏を踏まえた全国的

な適正配置といった量的な整備から、国際競争力強化の観点から現存する港湾の高規格化といった質的な整備が求められる状況に変化していること、②物流の多様化及び効率化により、臨港地区等における上屋、倉庫及び貯留場の重要性が相対的に低下していること、③当該調査結果の利用が一部の港湾管理者に留まっていること等から、引き続き港湾調査の一部として全国一律にとらえる必要性が乏しくなっているため、適当である。

なお、今回削除する事項については、コンテナ貨物等の全国的な流動実態を把握する『全国輸出入コンテナ貨物流動調査』及び『内貿ユニットロード貨物流動調査』並びに倉庫業法に基づく四半期ごとの報告においておおむね把握されているところである。

(3) 集計事項

集計事項については、上記(2)の報告を求める事項の削除に合わせて、関連する集計事項を削除する計画であるが、これについては、報告を求める事項の削除に対応した措置であることから、適当である。

(4) 電磁的記録の保存期間

都道府県知事から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録については、保存期間を2年間から永年に変更する計画であるが、これについては、統計法第8条第3項に基づく基幹統計に関する情報の長期的かつ体系的な保存等に資するものであることから、適当である。

(5) その他

ア 港湾調査は、我が国港湾における貨物の流動実態をとらえる唯一の基幹統計調査であり、現時点で他の基幹統計調査との重複は認められない。

イ 『公的統計の整備に関する基本的な計画』において、港湾調査についての直接的な指摘はないものの、各調査に共通する事項である行政記録情報等の活用については、既に、主要港湾について港湾法に基づく入出港届及び関税法に基づく輸出入申告に係る情報を活用して報告義務者の負担軽減等に取り組んでおり、現時点で特段の問題は認められない。

3 今後の課題

(1) 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切にとらえる観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。

(2) 【P】港湾調査の実施に当たっては、上記2(5)イのとおり、既に入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用に取り組んでおり、高く評価できるところであるが、主要港湾に留まっていることから、港湾関連手続きの電子化の更なる進展状況等を踏まえ、報告義務者の負担軽減等の観点から、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要がある。」

○犬伏統計審査官 事務局から、簡単に御説明をさせていただきます。

今回の答申につきましては、大きくローマの数字のⅠとⅡに分かれております。

Ⅰの港湾調査の統計の名称の変更の関係につきましては、前回は御説明していますので省かせていただきますが、ご了承いただいているところと思います。

「Ⅱ 港湾調査の内容の変更」につきましても、基本的には、前回の審議の中で御了解をいただいているところがございますが、この中で2ページ目を見ていただければと思います。

先ほど議事概要のところでお説明いたしました、陸上出入貨物調査、それから上屋・倉庫・貯留場調査の削除の関係でございますけれども、これについては、この港湾整備が量的な整備から質的な整備が求められる状況に変化してきている等々の理由から適当であるとして、なお書きということでこの前の御指摘を踏まえて、ここに全国輸出入コンテナ貨物流動調査等の類似と言いますか、代替統計があることを記載させていただいたところでございます。

前回、宿題になっていました「今後の課題」のところにつきましては、(1) 調査対象港湾を今後、5年程度の周期で見直していくというのは、これは1回目の部会でも、既にそういう御指摘があったところがございますので、特段問題はないかと考えております。

(2) でございます。先ほど行政記録情報の活用について、御説明があったところがございますけれども、事前に部会長とも御相談の上、実態としてSea-NACCS等を利用していることについて高く評価できるけれども、先ほど8港がそういう取組みをやっているが、まだ5港であるというようなお話もございましたとおり、主要港湾の中でも一部に留まっているところであります。それから、今後、港湾関連諸手続きの電子化が更に進展等することを踏まえつつ、申告者の負担軽減を図るという観点から、1つは利用する港湾の数の拡大を図ること、これに「など」ということで、行政記録情報等が、更に一層活用できる部分もあるかもしれないということを含めて、「一層の活用について検討を行う必要がある」ということで結ばせていただいたところでございます。

それから、議事概要の中で二次的利用、つまり、オーダーメイド集計及び匿名データの提供の関係でございますが、これについても「今後の課題」ということで、検討するという宿題が事務局に課せられていたわけでございます。これにつきましては、部会長とも御相談の上、二次的利用については、単に港湾調査だけに限ったことでなく、統計全体にわたる課題でございますので、それはこの港湾調査に係る答申の中で書くのはいかがなものかということで、割愛させていただきました。

もう1点、調査結果の公表の早期化という御指摘がございました。これについては、今後の課題というよりも、既に港湾調査については、総務大臣が承認している要綱の中で月報については調査月の2か月以内、年報については調査年の翌年1年以内に公表するという項がございます。また、今、申し上げた期間の範囲内で基本的に公表するということが、閣議決定されていることも考えれば、今後の課題というよりも、現下の課題になると思います。

後ほど御議論いただきたいと思っておりますが、席上配布資料2に、いわゆる部会長報告メモと言われているものですが、その中で記述させていただいて、公表の早期化ということ部会長の方から、統計委員会に御報告いただくという整理が適当ではないかということで、とりあえず今後の課題からは外させていただきました。

説明としては、以上でございます。

○美添部会長 ありがとうございます。

答申案文の審議の進め方としましては、項目ごとに順番に整理をしていきたいと思っております。

まず、ローマ数字の「Ⅰ 港湾調査の名称に係る指定の変更」は、内容的には承認をされているわけですが、何かお気づきの点がありましたら、発言をお願いいたします。

この点につきましては、特段の御意見はないものと思われまます。原案のとおりで御了承いただいたものといたします。よろしいでしょうか。

ローマ数字のⅡに移りますが、「Ⅱ 港湾調査の内容の変更」。まず1として承認の適否があります。変更を承認して差し支えないという表現でよろしいでしょうか。

今までの議論を踏まえれば内容的には異議はないものと思われまますが、文書としても異議はないと認めまます。

次の「理由」に移ります。ここは細かく分かれておりますので、順番にご覧ください。

「(1) 調査対象港湾」、読み返しませんか、ここも文章のとおりでよろしいでしょうか。

○佐々木委員 よろしいでしょうか。

この文書の下から3行目ですが、「平成11年以来の抜本的な見直しを行うものであり」という表現ですけれども、選定基準に基づいて見直すだけのことであって、抜本的と言えるのでしょうか。

○美添部会長 前回の見直しは平成11年であったと聞いていますが、表現として代替案がありますか。

○犬伏統計審査官 よろしいでしょうか。

ちょっと正確な年次は忘れまましたが、この途中の段階で、いわゆる港湾の名称が変わったものについて、若干改正はしている事実があつて、このように取扱貨物量等を含めて、全般的に見直しを行つたということで、「抜本の見直し」としております。

単に名称が変更になつたので、単純に名称だけを変えたところを省く意味合いで、「抜本的」という表現にさせていただきました。

○美添部会長 内容的にはよろしいかと思ひまますが、文章として分かりにくいでしょうか。

必要ならば、今、説明のあつた細かいことを書きますか。文章が長くなつてしまうのも分かりにくいと思ひまますが、ここはいずれにしても文書審査を受けるわけですので、具体的な対案がないようであれば、誤解のないような表現で分かりやすい文章にするということで、よろしいでしょうか。

○佐々木委員 分かりました。

○美添部会長 それではこの点につきましては、後ほど誤解のないような表現にするとして、内容としては承認とさせていただきます。

○佐々木委員 はい。

○美添部会長 次の「(2) 報告を求める事項」ですが、一部分の項目について削除するというので、この点についても適当であるという判断をいただいております。

2 ページ目の第2 段落で「なお」以下のところが、前回の議論を踏まえて、明示的に書き込んでいただいた部分です。特にこの部分を含めて御議論をいただきたいと思います。

○山口専門委員 今のなお書きの部分ですが、同様の資料が、今までに配られた中で、同じような表記があって見落とししていたかもしれないのですが、内貿ユニットロード貨物流動調査の次に「いずれも5 年周期」とありますが、全国輸出入コンテナ貨物流動調査につきましては、平成5 年以降確かに5 年周期ですけれど、内貿ユニットロード貨物流動調査につきましては、確か直近が平成19 年であり、その前が平成12 年で5 年周期ではなかったと思いますので、削除なり表現を変えるなりした方がいいかと思います。

○美添部会長 事務局、いかがですか。

○犬伏統計審査官 事実関係はおっしゃるとおりなので、そこはどのような表記にするか、事務局で検討させていただきたいと思います。

○美添部会長 貴重な御指摘ありがとうございました。

「なお」より上の部分は、文章としても特段問題はないと思われま。なお書きのところに、もう少し御意見をいただきたいと思います。

最後の行に「おおむね把握されているところである」とあるのですが、全く同じ情報が把握されているわけではなくて、似たような情報が把握されているという趣旨であり、全く同じものだったら、統計調査が重複しているわけで、認めてこなかったはずで。

類似の情報が把握されているということをおおむね把握されている」と表現しているのですが、同じ情報をとっているともとれますので、ここは「同種の情報、あるいは類似の情報が把握されてきたところである」と直した方がいいと思います。それでいかがでしょうか。

反対意見はないものと見てよろしいでしょうか。

それでは、「(2) 報告を求める事項」については、最後の段落につき、若干の修正を2 か所しますが、それを前提として部会で承認したものいたします。

次の「(3) 集計事項」に移りますが、この結論は適当であるとなっております。この点についてはいかがでしょうか。

前回もこれは当然の結論であるという御意見をいただいておりますので、反対はないものとしてよろしいですね。

次に、「(4) 電磁的記録の保存期間」は永年記録にするということで、適当であるという評価をしております。文章としてもこれでよろしいでしょうか。

○田付専門委員 電磁的記録の保存についてですが、システムが変わったりすると、前の記録が無効になることがあります。つまり、読めなくなる。それに対して将来、措置を講じることを書いておかなくてよろしいでしょうか。

○美添部会長 「永年保存」という言葉の中に含まれると理解できますが、事務局はいかがですか。

○犬伏統計審査官 部会長のおっしゃるとおり、「永年保存」というのは、使えなくなったら意味がないので、永年保存をするということは、要は常に使える状態に維持、メンテしていくということも含まれると考えております。

○美添部会長 昔の話ですけど、磁気テープは、時々書き換えないと、メモリーが転写してもたなくなるとか、山奥のトンネルにしまっておくということがあったようですが、この辺は、調査実施者も十分承知の上で、新しいシステムを今後とも計画的に利用して、データを保管するという趣旨の表現になっています。

よろしいでしょうか。

○椿臨時委員 ここはこれでいいかと思えます。2年間の保存期間の前の情報は、本当は残っていないのしょうけれども、可能な限り、歴史的なものとして残していただけるような形を、ほかの部局でもお願いできればと個人的には思います。

○美添部会長 この表現は、今後永年に保存するということで、過去のものについては、何も触れておりません。今いただいた発言は、調査実施者において内部的に検討していただけるものと期待しています。

○横浜市 1点、よろしいでしょうか。

○美添部会長 お願いします。

○横浜市 すいません。今さらながらという気もして、ちょっと恐縮ですが、この「都道府県知事から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録」の考え方として、もともと各港湾で収集していた調査票のデータや、その集計の基になったマイクロデータ等については、この範囲に入るのか、否か、私は入るものと誤解をしていたのですが、そここの部分を確認させていただきたいと思えます。

○美添部会長 これは、どうでしょうか。

○犬伏統計審査官 これは都道府県が作成したものというよりも、国交省で集約した部分ということで、その範囲での「集計用磁氣的記録」と認識しているところです。これについては、調査実施者からも補足説明をいただきたいと思えます。

○調査実施者 今の横浜市からの発言ですが、大きい港はほとんど磁氣的記録を持っています。ただし、大きい港についても、Sea-NACCSからデータをもらったり、あるいは紙でもらったものをつけ合わせて、自分のところで自分のシステムで構築していくという形になっていますので、フォーマットが各港湾、全部ばらばらであります。

それを一概に磁氣的記録を保存するとした場合であっても、利用者からすると、やはり非常に使えないものであるということ。それから、大きい港の話ばかりしているのですけ

れど、全体では 900 港近い港を調査していますが、そのうちのほとんどが、年に何隻しか船が入らない港でございます。そういうところはほとんどが紙の状態です。

国交省に送ってくる集計事項もすべて紙で送ってきますので、現在、率的に言えば、もうかなりの量は磁氣的データを送っていただいて、うちの方が変換するというやり方をしていますけれども、一部はまだ紙をコーディングしてパンチを出すという作業もしていますので、全国一律でマイクロデータを、こういう規則上でも永年保存とすることは、なかなか難しいと考えております。

したがいまして、国交省で全部磁気化した集計データ、集計データといっても、毎年 20 万件近いデータがあるわけなので、その辺のデータは永年保存したいということでございます。

○美添部会長 私の理解では、国交省の統計調査に対して、港湾管理者が提出しているのが調査票であって、それからさかのぼるのが原資料です。各港湾管理者がお持ちの原資料に対して、国交省が管理をするというのは、統計法上、適切ではないということになると思います。勿論、実質的には、保管に対して協力して、何らかの意味で活用する方策を考えるのが正しい方向であることは理解しておりますが、国の基幹統計の役割ということと、提出していただいた集計表が、国交省で知り得る統計情報ですので、その部分について永年保存するという書き方以上はできないと私は理解しています。

勿論、貴重な御発言をいただきましたし、各港湾管理者及び国交省が協力して、有用なデータの保存に努力していただくことは、期待したいことですが、残念ながら、この答申案文には含めることはできないという理解で御了承いただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

それでは、(4) も御了承いただいたものといたします。

(5) 「その他」はアとイですが、アの重複は認められないという内容については御理解をいただいたところです。まずアについては表現を含めよろしいでしょうか。

では、ここは承認いただいたものといたします。

イは少し長いのですが、内容としては、前回もお認めいただいたことで、文章はこれでよろしいでしょうか。

それでは、この項目も部会として承認したことといたします。

最後に「3 今後の課題」ですが、(1) の見直しを行うことは先ほど佐々木委員の指摘もありましたが、平成 11 年以来、やや空いていたことを踏まえて、今後、5 年程度の周期で定期的に見直しを行っていききたいと、これはそもそも調査実施者がそのような判断をしていただいたことから、ここに記載があるわけです。

この(1) はこれでよろしいでしょうか。

文章的にも問題はないと思われまますので、御了承いただいたものといたします。

一番時間がかかりそうな(2) 【P】となっている部分は、暫定的に書いております。これについて、まず、1 行目から 2 行目にかけて、「情報の活用に取り組んでおり、高く評

価できる」というところまでは、今までの議論に沿った内容であると思われます。

「あるが」以下、2行目の後半からの説明の書きぶりについて、御意見をいただきたいと思えます。

○東京都 質問でございます。

まず、基本線として、先ほどの2の(5)のところでは行政記録情報の活用については、「現時点で特段の問題はない」と方向としてはこういう結論になると思えますが、この今後の課題は、そうはいいまして、先ほどいろいろと議論がありました、例えば活用港湾の拡大、それからNACCS情報をより正確に、負担軽減の観点からできるだけ情報を盛り込んでいくような措置、あるいはNACCSを通過しない紙ベースの情報、例えば実際にNACCSを通過しなくても、紙ベースでの通関上の情報も国の行政記録情報としてあるわけですので、そういうところの行政記録情報の活用について、より一層進めていくという観点から、このような表現になっていると思えます。

そういう意味では、ここは、ペンディングになってございますけれども、是非載せていただきたいと思えます。

また、今、私が申し上げたような理解で、この文章が書かれているのかどうかについても確認をお願いいたします。

○犬伏統計審査官 基本的な御認識は、私どもも同じ考えで、おっしゃるとおりかと思えます。

ただ、今、言われたように、NACCSの情報の中にも、ほかに活用できるような部分があるかもしれませんし、また今後シングルウィンド化等でもっと許認可等の情報が電子情報化されていって、今の港湾調査で把握しているような項目等も、それでとれるというようなことになればそういったことについても、ここで一層の活用を図ってほしいということで、「一層の活用を検討」という表現にしているところでございます。

○美添部会長 暫定的に【P】となっているところを、正規にここに書いた方がよいという御意見をいただきました。私もそう思っています。

問題は、文章として、この表現で正確かどうかということなのですが、いかがでしょうか。

今、東京都から、正確な理解を表現していただきましたが、行政記録情報の活用を更に推し進める必要がある。少しきついのですが、望ましいという程度ではなくて、必要があるという言い方をせざるを得ないと思えます。

問題は利用する港湾の数を拡大することだけでなく、先ほど議論がありましたように、入手できる情報が拡大しないと、使い切れない項目がありますので、この辺は財務省との協議が必要なところではあります。

更に、紙媒体で提出している船主、事業主が多いのであれば、負担軽減も含め、更に提出しやすいような方法を、これも財務省の協力が必要だと思えますが、推し進める。そういうことを期待したいという意味になっていると思えます。

そうしますと、2行目の「高く評価できるところであるが」の次が、「主要港湾に留まっていることから」と一つだけですが、ほかに例示をするのか、又はここに「等」を入れる余地はありませんか。

主要港湾に留まっていることと、利用率が8割程度でまだ拡大の余地があると理解してもよければ、その辺を併せて明示的に記した方がよいでしょうか。

事務局、この辺はいかがですか。

○**犬伏統計審査官** おっしゃるように、単に使っている港湾の数が少ないということと、今、部会長がおっしゃった、範囲を更に拡充できる部分があるのではないかということも含めてであれば、「留まっていること等から」という文でもいいと事務局としては思います。

○**美添部会長** いかがでしょうか。そうしますと、ここを少し修正していただくことになります。

ただ、主要港湾に留まっていることと、各港湾でも利用率の拡大を図る余地があるといずれも書くと少し文章が長くなりますね。

○**犬伏統計審査官** そこは「等」でくくって、「等」にそういう趣旨を含ませたという理解でよいかと思えます。

○**美添部会長** 「主要港湾に留まっていること等」として、趣旨としては、もう少しほかの要因もあるということと、ここで指摘するということによろしいでしょうか。

若干の修正はありますが、その修正を加えるということであれば、【P】を外して若干の文章の修正をするということでお認めいただけるでしょうか。

(特段異議なし)

○**美添部会長** ありがとうございます。

もう一度頭から戻らせていただきます。

1ページ目、1はこのままでよろしいのですが、2理由(1)の最後の数行で、「平成11年以來の抜本的な見直しを行うものであり」のところは、後ほど文書審査を受けるときに誤解のないことを確認していただくことを前提として、認めていただきました。

2ページ目に行きますが、第2段落、なお以下のところで2つ御指摘をいただきました。まず、2つの調査につき、括弧内いずれも5年周期の一般統計調査となっているところを、誤解のないように表現を改める。ほぼ5年周期でいいのか、ほかの書き方があるのかというところですが、そこは改めさせていただきます。

最後の1行についても、「おおむね把握されている」というところを、類似の情報が把握されてきたという趣旨で文章を誤解のないように訂正するという前提のもとで、承認していただいています。

最後に、「今後の課題」の(2)2行目ですが、「主要港湾に留まっていること等から」という表現が提案されております。

以上、若干の修正はありますが、これで答申案文としてお認めいただくことよろしい

でしょうか。

部会として、この答申案を採択することをお諮りしたいと思います。よろしいですか。

(特段の異議なし)

○美添部会長 ありがとうございます。

それでは、部会として採択することとします。どうもありがとうございました。

先ほどから申し上げておりますように、この答申案については、所要の修文の上、8月24日月曜日に開催される予定の第25回統計委員会に諮ることといたします。

更に、前回及び今回の部会の結果概要につきましても、答申案と併せて統計委員会に報告する予定です。

以上で答申案の本文は終わりですが、その他に若干御相談させていただきたいことがあります。それは先ほど伏統計審査官から説明がありましたが、今回の諮問事項に直接該当しないということで盛り込まなかった、この調査の結果公表に関わる問題についてです。

公表の早期化に関しては、今後、調査実施者において改善を図っていただけてと考えておりますが、統計技術的な観点から、いくつか検討をお願いしたい。皆様の御意見を伺った上で、席上配布資料2にあるような趣旨の説明を統計委員会でさせていただきたいと考えております。

席上配布資料2をご覧いただきたいと思います。この背景ですが、前回の部会で御紹介いただいたように、港湾調査の結果公表は、月報がかなり遅れております。実態としては、遅い港を含めてすべて報告が出るまで待っているということで、1年以上遅れて月報が出ているということでした。

年報については、これは1年後というのが一応の整理ですが、実態として2～3か月程度の遅延、こちらはそれほど目立ちませんが、月報の方はかなり遅れが目立っています。

この原因は、御説明によりますと、例えば瀬戸内海で離島がたくさんあるようなところは調査が難しいため、すべての報告が出そろったのを待って公表すると、これだけ遅れるということでした。

そこで、どのようなことが期待できるかということですが、現状で主要5港に絞った場合でも必ずしもすぐに出ているわけではないと聞いています。

これは全数調査ですから、すべてのものが出そろってから正確な年報ないし月報を公表するというのは、姿勢としてはそのとおりなのですが、速報ということを考えますと、前回経済産業省からも御紹介いただきましたけれども、速報に関しては統計上の推計をして、報告が遅れているものに関しては、欠測値の補完という考え方もあります。そういう方法で速報化を図っている事例は、たくさんあります。

この調査においても速報を公表することの価値は非常に高いものと思われまので、そのような工夫をすれば、回答の遅れる港を待たずとも、ある程度信頼できる速報の公表が、十分可能ではないかと思えます。

国交省の場合、これまでに加工することに関して検討されていないのではないかと思います。

ます。各省の知恵を借りることも含めて、速報化の努力をしていただくことが望ましいと私は考えております。

この配布資料の2はそういう趣旨を踏まえて、統計委員会で報告したいということです。今の原案は3行半程度ですが、統計委員会に報告するときは、これを少し手直しすることも考えますが、趣旨としては、今お話ししたような内容です。

これは答申案文には含めませんが、この統計の重要性にかんがみ、今後の検討課題だと認識していますので、統計委員会では、この部会です承を得た意見として紹介させていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

特に椿委員、こういう場合の表現をどうするか、知恵を貸していただきたいのですが、何か御意見がありましたら、お願いします。

○椿臨時委員 基本的にはこれでよろしいのではないかと思うのですが、前回、国交省がおっしゃっていたことは、この港湾統計というのは、どちらかという調査単位自体が港湾に限りなく近いという印象を、調査実施者の評価として持たれていたのではないかと思うのです。

ですから、1つの考え方としては、実際のマイクロデータは、各港に出入りされている船舶の情報ですが、各港の中でデータが出そろわないというのは、ある意味でその部分を企業とすれば、企業の状況が分かっていないという話になるので、2つの方針があると思います。

1つは、部会長がおっしゃるように、これを何らかの推計という方法で、港湾ごとの値が出そろうような形にするということ。

もう一つは、各港湾において、提出が遅くなっても、きちんと報告をしていただくということです。その代わりに、主要な港湾はしかるべき時期までに報告をしていただく。方針としてはその2つかと思います。

主要な港のどこかが出てきていない状況において報告書が出るということに関して、国交省がそういう報告をなかなか出せないという懸念があるのでしたら、私は部会長がおっしゃるように、何らかの推計、例えば前年度の情報とかその他のものを利用して推計ということが行われてもよろしいだろうと考えています。

ただし、その判断が非常に難しく、私自身、この港湾統計については、いつもこのような大きな報告書が出てきており、普通の経済統計と違って、調査単位自体をどうとらえるのかというのが難しいと考えたところです。

ちょっと歯切れが悪くて、恐縮です。

○美添部会長 2つ側面があるということですが、2つ目の方は、私は考えていませんでした。回答が遅い港湾管理者は、すべての調査票を埋めるのに時間がかかっている。未完成な段階でも速報的な調査票として回収して、その分を集計するという方法もあるのではないかということですが、これは調査実施者にお伺いしたいのですが、そういう負担が多

い、回収に手間取っている港湾管理者に対しては、完成するまでは、提出は求めているという理解でよろしいのですか。

○調査実施者 遅れている月報ですけれど、月報の場合は、皆さんにお配りしているような、年報の品目別の相手先別などの詳細な情報はございません。月報の集計結果は、入港船舶と貨物の量だけの1枚紙となっております。

ただし、結局各港湾管理者において、全部集計が終わらないと出てこないということで、要するに一生懸命システム化されて、進んでいる港については、それなりの時期に出てくるのですけれども、どうしても手でやっているところは、かなりの時間、遅れてしまうということです。

私どもの方としては、こういう指摘があるということも十分理解をしていますので、何らかの方法で、今後、主要な港湾管理者と話し合いを持って、例えばコンテナの個数だけであれば、早く集められるという港湾管理者もおりますし、中身のトン数まで全部やると、遅くなるというところもあるので、何らかの方法で、各港湾が必要最小限のデータを、いつごろ集められるかというあたりも、きちんと実情を把握した上で、ご指摘のように、全国計という意味では、特に遅れている港湾は、前年の同じ数字を入れるなどの検討が必要と認識しております。

ただ、港湾統計の場合は、全数調査なので、サンプル調査と違うので、遅い港湾はおそらく前年度の数字を入れても、誤差0.1%ぐらいの差だと思います。要するにほとんど大きい港なり大量に扱っている港湾は、ちゃんと出てきているので、ちゃんとといっても若干は遅れていますけれど、全体の貨物量の7割集まったところで公表することになれば、3か月遅れぐらいですむのか、2か月遅れですむのか、その辺も検証させていただいて、あと残りの港湾は前年度の数字を入れてやるという話になれば、それは技術的な話で、おそらくほかの統計とは違って、前年度の数字を入れたとしても、全体量としてはほぼ誤差のない数字が出るのではないかと考えています。

ただ、その辺が本当に必要なかどうかというのは、ちょっと私どもも検討させていただきたいと思います。

○美添部会長 具体的な検討案までお持ちのようなので安心できますが、速報の利用価値を考えれば、すべての回答を待つ前に公表していただくのが、統計の価値を高める方策だと思います。是非この方向で御検討いただきたいと思います。

席上配布資料の2について、御質問、御意見等ございますか。

佐々木委員もこの方向でよろしいでしょうか。

(特に異議なし)

○美添部会長 ありがとうございました。

席上配付資料2については、事務局とも相談の上、文章は若干修正が入り得るということをお承知いただきたいと思います。よろしいですか。

本日審議を予定しておりました議事は、以上ですべて終了いたしました。

予定より 30 分ほど早いのですが、このほかに何かございますか。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○**犬伏統計審査官** それでは、本日の部会の議事録等につきましては、また別途メール等でお送りさせていただきますので、御確認をいただければと思っております。

それから、本日配布をしております資料等につきましては、後日またドッチファイルにとじて委員、専門委員等にはお送りさせていただく予定にしております。

私の方からは、以上です。

○**美添部会長** 修文についてはどうでしょうか。

○**犬伏統計審査官** これから部会長と御相談しながら、修文をさせていただきますして、その修文の結果については、委員会の前までに各委員等に事前に配布させていただきたいと思っております。

ただ、表現等については、部会長に一任いただければと思います。

○**美添部会長** それでは、皆様に修文したものをを見ていただいて回答をいただき、それについて、更なる修文がある場合には、部会長一任ということをお願いいたします。

これまで 3 回にわたる部会審議に御協力をいただきまして、ありがとうございました。

この件につきましては、以上で閉会といたします。